

# 令和 2 年 1 0 月 総会議事録

日 時 令和 2 年 10 月 26 日 (月)  
午前 9 時 00 分  
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

# 豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和2年10月26日(月)  
午前9時00分開会 午前10時20分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
  - (1) 議案
    - 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について
    - 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第47号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
    - 議案第48号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
    - 議案第49号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
    - 議案第50号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
  - (2) 報告
    - 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
    - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
    - 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
    - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
    - 報告第5号 現況証明について
- 4 その他
  - (1) 連絡事項

## 5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
4 番 加藤 正雄	5 番 河合 孝子	6 番 河根 規雄
7 番 小林 澄夫	8 番 ー	9 番 近藤 好幸
10 番 酒井 保	11 番 陶山 哲	12 番 高畑 隆一
13 番 高部 宏生	14 番 中野 安男	15 番 彦坂 幸
16 番 日向 勉	17 番 廣田 良二	18 番 藤城ひろみ
19 番 星野 鉄典	20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治
22 番 水野 敏久	23 番 村松 桂子	24 番 村松 史子

6 欠席委員 小林 尚美

7 職務のため出席した者（事務局）  
農業委員会事務局 4名

## 8 議事の経過

事務局 定刻となりました。  
ただ今から豊橋市農業委員会 10 月総会を開会いたします。  
近藤会長、よろしく願いたします。

議長 <あいさつ>  
それでは、総会を始めます。  
なお、豊橋市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により、  
私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いたします。  
本日は、議席番号 8 番小林尚美委員から欠席の届出がありましたのでよろしく願いたします。  
なお、出席委員は 24 名中 23 名で過半数に達していますので、  
農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成  
立いたします。  
次に議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員につ  
いて私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」  
議長 異議なしと認め、議席番号 7 番小林澄夫委員、同 10 番酒井保

委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、12日の書類説明会、農業委員による現地調査及び19日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

補助資料をご覧ください。農地法第3条関係の番号5番について、倉庫の建っていた市街化区域内の所有農地については、10月12日付で転用届の提出があり是正が完了しました。

番号6番について、田原市にある所有地は全て耕作されているとのことでした。

番号9番10番については、借受人変更のため10月15日付で申請が取下げられました。

そのほかについて変更等はございません。

本日は議案のほかに資料1-1として番号2番の法人化の案件及び番号8番の新規営農の案件について、事務局が行った聞き取りの概要を配布していますので併せてご精読ください。

よろしくお願いたします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法4・5条関係については、補助資料10番の営農型太陽光の案件について、10月15日付で取下げられました。

その他の案件については変更、取下げ等はございません。

これまでの対応状況につきまして、補助資料番号2番の東側水路に土が入らないようにしてほしいとの指摘に対して、事業者側から「水路の方が30cmから50cmほど高いので盛土等をせずにその差を維持したまま、水路から少し控えて資材置場を設置するため土が水路に入ることはない」との回答でした。

次に補助資料番号3番の西側田及び北側用悪水路に土が入らないようにしてほしいとの指摘に対して、事業者側から「申請地は砂利敷きとなり、西側田の方は法面を緩やかにし、少し控えて駐車場とするため土が入ることはなく、北側用悪水路については既設工場の前と同様にコンクリートの蓋をする予定であるため土は入らない」との回答でした。

次に補助資料番号8番については、書類説明会時に農地復元されていない旨を説明しましたが、10月16日に農地に復元されたことを確認しました。

議長 よろしくお願いたします。  
変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に  
目を通してください。

(精読時間5分)

議長 それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。  
これより議事に入ります。  
議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
を議題といたします。

事務局 番号1番から8番までの8件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。  
はい、議長。説明させていただきます。  
議案第44号、1ページをご覧ください。  
まず、番号1番と番号3番から7番について説明します。  
取得目的は、番号1番が経営規模拡大のため受贈、番号3番  
が近隣農地を受贈、番号4番、5番が近隣農地を取得、番号6  
番が経営規模拡大、番号7番が経営の安定化を図るためで、権  
利の種類はすべて所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するか  
どうかについて、申請書、現地調査をもとに説明します。

第1号、取得後全部効率的に利用できるかについて、全案件  
ともトラクター等の営農に必要な農機具を保有しています。従  
事者について、番号4番と番号7番は申請者のみとなっています  
ますが、両案件とも同居別世帯の家族と従事します。そのほかの  
案件については2名以上の常時従事者がいます。

番号3番は申請者の年齢が73歳と高齢ではありますが、高  
齢者取得理由書において健康状態に問題はなく、同世帯の長男  
が後継者となる予定です。

番号4番は申請者の年齢が70歳と高齢ではありますが、高  
齢者取得理由書において健康状態に問題はなく、長女が後継者  
となる予定です。

また申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、耕作又は耕  
作可能な状態にあり取得後の耕作に支障はないと思われま

第2号、農地所有適格法人以外の法人については該当ありま  
せん。

第3号、信託の引き受けについては該当ありません。

第4号、取得後において常時従事するかどうかについては、番号5番は申請者が従事日数80日となっていますが、同世帯の両親が300日従事します。そのほかの案件については申請者が150日以上従事します。

第5号、取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、全案件とも許可前から50a以上あります。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果特段の支障はないとのことでした。

次に、番号2番の農地所有適格法人以外の法人による案件について説明します。取得目的は経営の法人化、権利の種類は使用貸借による権利の設定です。

農地法第3条第3項各号の一般法人が農地に権利を設定するための要件を満たしているかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、貸借契約書に解除条件が付されていることについては、申請者が取得後に適正に利用していないと認められる場合は使用貸借契約を解除するものとする旨の条件が契約書に記載されています。

第2号、地域の他の農業者と適切に役割分担し継続的・安定的に農業経営が行われることについては、地域の農地集積や用水の効率利用を図り、耕作放棄の発生防止、農業の維持・発展に関する話し合い、用水等の利用の取り決め、草刈りや補修などの協力を行うとのこと。また、トラクター等大型機械は個人で所有しているものを利用します。労働力については代表取締役1名と従業員1名が農作業を行います。

第3号、取得後において業務執行役員の1名以上が耕作の事業に常時従事することについては、代表取締役が年250日従事します。

次に農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて説明します。

なお、第2号及び4号については例外規定に該当します。

第1号取得後全部効率的に利用できるかについて、個人所有のトラクター等大型機械を利用して営農します。従事者に

については代表取締役と妻が従事する予定です。

また申請地の全筆現地調査の結果、耕作又は耕作可能な状態にあり取得後の耕作に支障はないと思われま

す。第3号信託の引き受けについては該当ありません。

第5号取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、許可後に50a以上となります。

第6号転貸するかどうかについては該当ありません。

第7号周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

最後に番号8番新規営農の案件について説明します。

取得目的は新規営農、権利の種類は使用貸借による権利の設定です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査をもとに説明します。

第1号取得後全部効率的に利用できるかどうかについて、トラクター等大型機械を借りて営農します。従事者については1名となっていますが、同居別世帯の両親とともに従事します。

また、申請地の全筆現地調査の結果耕作又は耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われま

す。第2号農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。

第3号信託の引受については該当ありません。

第4号取得後において常時従事するかどうかについて、申請者が150日以上従事する予定です。

第5号取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、許可後に50a以上となります。

第6号転貸するかどうかについては該当ありません。

第7号周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第45号、3ページをお願いします。

転用目的については農業用住宅です。

農地種別については2種と判断されます。

資力については自己資金及び借入金です。

信用性については特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、令和2年12月5日に着工し、令和3年3月31日に完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等については、建築物建設のための都市計画法上の申請がされています。

農地以外の土地の利用見込みについては該当ありません。

計画面積の妥当性については、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

周辺農地等に係る営農条件への支障については承諾を得た旨の記載があります。

一時転用については該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしく願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から11番までの11件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第46号、4ページ及び5ページをお願いします。

権利の種類については、賃借権の設定は番号1番、3番です。所有権移転は番号2番、4番、5番、7番から11番です。使用貸借による権利の設定は番号6番です。

転用目的については、番号1番、8番が資材置場等、番号2番3番、5番、9番が駐車場等、番号4番、7番、10番、11番が太陽光発電設備、番号6番が分家住宅です。

農地種別について、2種農地と判断されるのは番号1番、4番6番、7番、10番、11番です。1種農地と判断されるのは番号2番、3番、5番、8番、9番ですが、すべて許可要件である集落接続に該当します。

資力について、自己資金のみは番号1番から3番、5番、9番から11番です。借入金のみは番号4番、6番から8番です。

信用性については、全案件とも特段の疑義はありません。

転用の妨げになる権利を有する者については、番号1番に地役権者の同意書が添付されています。

その他の案件は該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、令和2年12月1日から令和3年1月9日までに着工し、令和2年12月25日から令和3年12月28日までに完了する計画である記載がありません。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市

計画法上の申請がされているのは番号6番です。その他の案件は該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号1番が申請外雑種地21㎡、番号2番が申請外宅地等284.96㎡、番号4番が申請外原野1,159㎡、番号5番が申請外宅地660.20㎡、番号8番が申請外宅地648.77㎡、番号9番が申請外山林等1,137.61㎡です。

計画面積の妥当性については、全案件とも申請書、事業計画書及び現地調査等により妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては全案件とも該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障について、隣地承諾書の添付があるか承諾を得た旨の記載がある案件は、番号1番、3番、4番、7番、8番、10番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか農地以外である案件は、番号2番、5番、6番、9番、11番です。

一時転用については該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は 原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第47号「農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて」を議題といたします。

番号1番及び2番の2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

案第47号6ページをお願いします。

番号1番及び2番については、太陽光発電設備を建設するにあたり、事業計画が予定通り運び難くなったため転用事業者の変更及び一部の地主の要望により所有権移転から地上権設定へ権利の種類を変更するために行うものです。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、「可」として豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第 48 号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 48 号 7 ページをご覧ください。

議案第 48 号は新規に納税猶予を受けるにあたっての証明です。番号 1 番は水稲、畑作、果樹及び施設園芸による経営です。特例農地の 1 筆が水稲、4 筆が柿の栽培、4 筆がハウスにおけるイチゴの栽培、6 筆が畑の保全管理です。

この 1 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の方々に、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内の農地は 1 筆ありました。

以上です。

議 長

内容についてはただいま事務局からの説明のとおりです。

委員  
議長

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第 49 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 6 番までの 6 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 49 号 8 ページをご覧ください。

議案第 49 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

番号 1 番は畑作による経営です。特例農地の 6 筆は保全管理です。

番号 2 番は畑作による経営です。特例農地の 1 筆はナス等の栽培です。

番号 3 番は水稻及び畑作による経営です。特例農地の 1 筆は水稻の栽培、2 筆は畑の保全管理です。

番号 4 番は畑作による経営です。特例農地の 1 筆はキャベツの栽培です。

番号 5 番は水稻、畑作及び施設園芸による経営です。特例農地の 4 筆は水稻の栽培、7 筆はハウスにおけるトマト等の栽培、10 筆は田畑の保全です。

番号 6 番は施設園芸による経営です。特例農地の 2 筆はハウスにおけるハーブの栽培です。

この 6 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確

認しました。

なお、番号4番は居住が遠方のため、普段は親族が管理し、願出人は、定期的に戻り、収穫等の繁忙期等も戻って農業従事し、農業経営をおこなっているとのことで、税務署とも確認済みです。

また、市街化区域内の農地は、番号1番及び2番の特例適用農地の全てと番号5番に4筆あります。

以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きして、議案第50号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号1番から15番までの15件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第50号9ページから11ページをご覧ください。

議案第50号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

番号1番は水稻及び果樹による経営です。特例農地の1筆は田の保全管理、2筆は柿の栽培です。

番号2番は畑作及び果樹による経営です。特例農地の1筆は大根等の栽培、1筆は柿の栽培です。

番号3番は水稻及び畑作による経営です。特例農地の1筆は田の保全管理、2筆はオクラ等の栽培です。

番号4番は畑作による経営です。特例農地の4筆はキャベツの栽培、1筆は保全管理です。

番号5番は水稲、畑作及び施設園芸による経営です。特例農地の2筆は水稲の栽培、2筆はキャベツ等の栽培、7筆はハウスにおけるトマトの栽培です。

番号6番は果樹による経営です。特例農地の1筆は柿の栽培です。

番号7番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の1筆は水稲の栽培、1筆は畑の保全管理です。

番号8番は果樹による経営です。特例農地の4筆はブドウ等の栽培です。

番号9番は水稲及び果樹による経営です。特例農地の3筆は水稲の栽培、6筆は柿の栽培です。

番号10番は果樹による経営です。特例農地の7筆はブドウ等の栽培です。

番号11番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の3筆は水稲の栽培、3筆はキャベツの栽培です。

番号12番は畑作による経営です。特例農地の7筆はキャベツの栽培です。

番号13番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の4筆は水稲の栽培、1筆は田の保全管理、17筆はキャベツの栽培です。

番号14番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の2筆は水稲の栽培、3筆はキャベツの栽培、2筆は畑の保全管理です。

番号15番は水稲、畑作及び果樹による経営です。特例農地の8筆は水稲の栽培、3筆はキャベツ等の栽培、4筆はブドウの栽培、1筆は畑の保全管理です。

この15件については、現地調査をした結果、その利用状況はすべて農地であることを確認しました。

なお、市街化区域内の農地は、番号6番、8番、10番は特例適用農地の全てが該当します。また、番号5番、7番、9番は1筆該当いたします。

以上です。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員  
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

委員全員  
議長

これより採決に入ります。  
本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して、異議ございませんか。

「異議なし」  
異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。  
以上で、本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

事務局

次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

はい、議長。報告させていただきます。

議案の 12 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 36 番までの 36 件については、相続により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 17 ページをお願いします。

報告第 2 号の番号 1 番から 10 番の 10 件及び 19 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 27 番までの 27 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 23 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 9 番までの 9 件については、備考欄に記載の農地法第 3 条許可及び利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 25 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番及び 2 番の 2 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。

願い出の内容及び添付書類を審査の上、10 月 23 日付けで証明を行いました。

報告は以上です。

議長

報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長

ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。 (午前 9 時 40 分中断)

議 長 <農地銀行運営委員会議>  
総会を再開いたします。 (午前9時43分再開)  
次に連絡事項をお願いいたします。

事務局 <連絡事項>  
議 長 その他について、何かありませんか。  
なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
(午前10時20分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和2年10月26日

議 長  
(会 長)

議事録署名者  
( 7 番 小林 澄夫 委員)

議事録署名者  
( 10 番 酒井 保 委員)